

広報よこはま神奈川区版のデザイン等に関する業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第8条第4項に基づき、「広報よこはま神奈川区版のデザイン等に関する業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザル方式による受託候補者特定の実施に関する審査
 - ア 参加資格の決定
 - イ プロポーザル提案書の評価方法の決定
 - ウ その他必要と認めるもの
- (2) 特定に関する審査
 - ア プロポーザル提案書の評価
 - イ 受託候補者の特定
 - ウ プロポーザル提案書の評価結果の通知

(実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領及び評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザル提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(プロポーザル提案書)

第4条 プロポーザル提案書の内容は、提案書作成要領（別紙1）による。

(評価)

第5条 受託候補者を特定するための評価事項は、デザイン性審査票（別紙2）による。

- 2 プロポーザル提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 3 特定結果については、プロポーザル提案書提出者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 プロポーザル提案書の評価にあたっては、広報よこはま神奈川区版デザイン等委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価項目及びそのウエイト等、評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告

- 2 評価委員会には、区役所職員による5名以上の委員を置く。この場合において、委員は2名以上を、神奈川区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員とする。
- 3 評価委員会の委員長は、評価委員となった選定委員会委員の中から選定するものとする。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を選定委員会に報告するものとする。

(特定結果の公表)

第7条 受託候補者を特定した場合は、委託内容、提案者、各提案者の順位、評価点数、評価基準、評価委員会の開催経過等について、原則、契約締結後、契約結果の公表と併せてホームページに公表する。

(契約)

第8条 前条までの規定に基づいて実施したプロポーザルによって特定した業者と契約した場合、その翌年度及び翌々年度の「広報よこはま神奈川区版のデザイン等に関する業務委託」にかかる契約については、神奈川区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会において、履行年度における業務の実績等をもとに審議したうえで契約の妥当性があると認められた場合には、当該業者と随意契約できるものとする。

- 2 前項の規定について、当該業者との契約は、当初契約年度を含め3回を上限とする。

附則

この要領は、令和5年11月28日から施行する。